

議 長 日程第3「議案第36号平成28年度松田町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第36号平成28年度松田町一般会計補正予算（第1号）。平成28年度松田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,265万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,265万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは細部説明をさせていただきます。8ページをお開きください。歳入でございます。国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金。説明欄をごらんください。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、同給付事務費の補助金600万円と69万円でございます。これは、歳出で説明します同給付金の補助金でございます。10分の10でございます。

続きまして、臨時福祉給付金事業費補助金570万円、同給付事務費の補助金204万7,000円でございます。こちらも歳出で御説明しますが、それぞれ給付事業に当たるものです。こちらも10分の10で補助金でございます。

続きまして、諸収入、雑入の雑入。説明欄。地域活性化センター助成金106万円でございます。内容は歳出で御説明いたしますが、地方が都市住民等を受け入れる移住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進を目的としまして、移住、定住、交流を推進する事業に対し支援するもので、県下では松田町だけが採択されました。補助率は10分の10となっております。

続きまして、一般コミュニティ助成事業助成金。萱沼地域集会施設の備品購入に対するコミュニティ助成が採択されたため、今回補正をさせていただきます。250万円でございます。

続きまして、消防団員退職報償金基金収入でございます。こちらも歳出で御

説明申し上げますが、退職消防団員報償金と同額を消防基金より歳入するものでございます。

続きまして、地域集会施設整備工事等負担収入でございます。萱沼地域集会施設整備工事備品購入負担収入53万3,000円の減額でございます。備品購入のためのコミュニティ助成が採択されたため、自治会からの負担金を減額するものでございます。谷戸地域集会施設整備工事負担収入330万円。谷戸地域集会施設の整備に係る自治会の負担金でございます。1世帯3万円、110世帯を計上させていただいております。

続きまして、谷戸地域集会施設解体工事負担収入67万5,000円。歳出で計上いたしました解体工事費270万円の4分の1を自治会負担として歳入するものでございます。なお、谷戸地域集会施設につきましては、地域介護・福祉空間整備交付金が採択されたため、建設費は介護保険事業特別会計で計上しております。

1枚おめくりください。歳出でございます。総務費の総務管理費、一般管理費。説明欄をごらんください。職員給与費70万5,000円の減額でございます。急遽退職しました職員の退職手当組合負担金を減額するものでございます。

続きまして、厚生年金保険料。臨時雇用賃金に対する厚生年金保険料をここで計上させていただいております。8万9,000円。

続きまして、庁用車管理経費69万9,000円の減額でございます。庁用車の運転に関しまして、報酬で計上してございましたが、臨時雇用賃金及び運転管理委託料として費用の削減を図るものでございます。

続きまして、定住少子化対策支援事業106万円。先ほどの地域活性化センターと同額の助成金を行うもので、里地・里山、特に自然環境を生かした寄の活性化に向け、町民、大学、行政が協働活動して地域資源を生かした地域活性化定住促進を進めるための将来の地域ビジョンを作成し、地域が行動を起こそうとするきっかけづくりをするものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費。説明欄。職員手当等につきましては、臨時福祉給付金などに関する職員の時間外勤務手当となっております。

1枚おめくりください。説明欄。工事請負費の健康福祉センター井戸加圧給水ポンプ交換工事32万4,000円でございます。福祉センターの給水ポンプについて2台を交互運転しておりますが、1台が故障しているために交換をさせていただくものでございます。

続きまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業669万円でございます。今回は遺族年金、障害年金を受給されている方で、非課税の方へ3万円を支給するものでございます。200人を予定しております。

続きまして、臨時福祉給付金事業715万8,000円。昨年同様、住民税非課税の方を対象に3,000円を支給するものでございます。1,900人を予定しております。

続きまして、繰出金。介護保険事業特別会計繰出金360万円。自治会負担金330万円に一般財30万円を加えて繰り出すものでございます。一般財の30万円につきましては、交付金の満額執行を目的としているものでございます。来年度になりますが、不要分については精算の上戻していただくことになります。

続きまして、衛生費、保健衛生費の環境対策費。有害獣防止柵設置材料費補助金45万円。28年度45万円を計上してありますが、既に4件の申請があり、不足が見込まれるため、今回補正をさせていただくものでございます。

1枚おめくりください。商工費、商工振興費。説明欄にございます、移動販売事業補助金100万円でございます。平成27年度、また28年度におきましても、移動販売事業補助金として100万円を計上しておりましたが、移動販売事業推進協議会と事業実施に向け調整してまいりましたが、多くの時間を要し、平成27年度中の事業展開ができませんでした。現在、調整が進んでまいりましたので、一刻も早く事業実施に向け体制を整えたいので、今回27年度予算と同額の100万円を計上させていただくものでございます。なお、平成27年度の100万円の予算は執行残とすることとし、9月の議会の決算の中で御報告させていただきます。

続きまして、町観光協会補助金322万7,000円。観光協会補助金の内訳としまして、まずは28日の観光協会総会におきまして暫定的に町長が会長とすることになりましたが、今後会長を選任したいと考えておりますので、その会長報酬、また、観光協会を自主財源を確保するための事業を行う組織と変えるため、民

間の経営感覚を持った専門職員1名を雇用するための報酬などとなってございます。

続きまして、消防費、消防費の非常備消防費。退職消防団員報償金121万7,000円。長らく消防団員として従事されてこられた団長1名、班長1名、団員2名に対します退職報償金でございます。

続きまして、教育費、教育総務費の事務局費。幼稚園教諭給与費の717万6,000円の減額でございます。こちらにも急遽退職しました職員1名分の給料ほかを減額するものでございます。

続きまして、臨時雇用賃金157万8,000円につきましては、退職職員の不足分を臨時雇用として採用させていただくものでございます。

続きまして、公民館費の最下段になりますが、地域集会施設備品購入費補助金250万円。こちらにつきましては、萱沼地域集会施設の備品購入について、コミュニティ助成の採択がございましたので、補助金として計上させていただいております。

1枚おめくりください。工事請負費、谷戸地域集会施設解体工事です。谷戸地域集会施設の解体工事費でございます。4分の1を同自治会より負担金として歳入してございます。

続きまして、施設用備品。萱沼地域集会施設の備品に関しまして、補助金として計上したため、備品購入費を減額させていただくものでございます。

最後に予備費になります。139万3,000円の増額となっております。

人件費に補正がございましたので、18ページ以降に給与費明細書が、また、最終24ページに福祉センターの井戸加圧給水ポンプの資料が添付されておりますので、後ほど御高覧いただけるようお願いいたします。

なお、地域集会施設の施工費につきましては、介護特別会計の資料として添付してございますので、御了承ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
7 番 利 根 川 今回の補正予算につきまして、何点か質問をさせていただきます。まずペー

ジ13ページ、健康福祉センターの井戸の改修費用が計上されております。健康福祉センターには建設当時40メートル掘って伏流水をくみ上げるポンプが設置されております。現行ですと、トイレの流し水とおふろの足し水だけに使っておりまして、調理実習室とか手洗い所には給水がされておられません。ただ、一朝有事の際はこれがつながるようになっております。ですから、熊本大震災みたいなものが起きた場合に水道が来なくなっちゃった。そのときには、この井戸が全館に通じるようになっておりますので、いつ有事が来るかわかりませんので、この補正予算終了後、可及的速やかにとという言葉が好きなんですけれども、そういう形で改修をしてくださるように、よろしく願いいたします。

それからですね、きのう入浴料の改定とかいろんな案が出されました。いろいろ意見を述べさせていただきましたので、この件については省略をさせていただきます。

ページ15ページに入ります。昨年の6月の議会でもちょっと私、質問いたしましたけれども、観光経済課にですね、係長処遇で、他の自治体で非常に好成績を上げた実スキルのある方を係長処遇で来ていただいております。3月4日の当初予算のときに質問しようと思ったんですけれども、そのときには、その方の人件費が何ら計上されておられませんでした。私が見たところ。ただ、177万円の女性の臨時職員の賃金だけが計上されておまして、私は今回の補正予算にその方の報酬とか賃金が計上されるものだと思って期待して見たんですけれども、それは計上されていないようでございます。嘱託とか臨時職員を採用する場合には、その採用する期日の前までに、それぞれの所管課が採用する予定者の氏名とか住所とか生年月日とか仕事の内容とか、あるいはその方の報酬を款項目節どこから出すか、日額幾らか、月額幾らか、そういう執行伺いをつくって政策推進課を經由して、町長の決裁を受けて雇用するというのがルールだと思うんですけれども、この補正予算に載っていないし、その方は4月、5月も勤務されているようでございます。一体どこからその方の賃金なり報酬なり、支出されているのか。私は当初予算書を見ますと、正規職員の場合は款総務費の中にそれぞれ正規職員の方の人件費が載っております。そして、嘱託とか報酬、賃金を支払う場合は、それぞれ事業費の中の例えば観光経済課とか、

政策推進課とか、そういう欄に載っているわけですが、その方の賃金が載っていない、賃金とか報酬が載っていない、今回も補正されていない。2カ月間ですね、報酬も払わずに観光経済課の全般にわたる指導管理をされていたのかどうなのか、私は非常に疑問なんですけれども。もしほかの款とか項とか、例えば総務費とか、社会福祉費、民生費とか、出されていた場合ですね、これは予算の議決条項とちょっとかけ離れていると思うんですよ。当然補正をするなり何なりをして、きちんとした形で雇用して、その方の不安のないように差し上げるのが当然の行政の役割だと思うんですけれども、その辺について、政策推進課長、どういうふうにやられるでしょうか。まず一点目です。

参事兼総務課長 私の方からちょっとお答えさせていただきます。今回、観光経済課のほうで、4月、5月分についてですけど、総務課のほうの総務費の中で、当初予算書の中で言いますと、財産管理費の中の町有財産管理費の中で賃金として120万ほど見させていただいている分がございます。これは町有財産というと広いんですが、過去にもあることなんですけど、当然4月に異動等した場合に、当然町の予算、人件費等も前年の12月時点で固まってきてしまいます。そうしますと、4月の異動等でどうしても、一般論として先に申し上げているわけですが、異動によって手薄になってしまう課等があったときに、臨時的に職員を充てるというケースがございます。昨年の場合でいいますと、町民課のほうで少ない分、臨時雇用させていただいたところで、うちのほうでは二月ほど見させていただいたとか、税務課の異動に伴って新人が張りついたところでちょっと手薄になったという中で、うちのほうで必要なときに、やはり数カ月見させていただいたとかいう事例がございます。その後、補正なり、いろいろな形の対応をさせていただくという場合がありますので、今回についても相談を受けた中で、じゃあこの次の議会までの間はうちのほうでそれは見させていただこうということで、今回決裁させていただいたところがございます。

議 長 補正未計上の理由を求めていましたけれども。

参事兼総務課長 まずそういう使い方をさせていただいたと。その補正云々についてはちょっと、担当課のほうからの説明ということにさせていただければと思います。

参事兼観光経済課長 今、総務課長、総務参事のほうで申しましたけれども、今回、どうしても4

月、5月と6月の期間につきましては、新たな事業といたしまして加速化交付金等緊急を要する、それも国庫補助で数千万の予算を引き出すというような中で、その加速化交付金の中でも特に特化した事業といたしましては、昨日の全協でもお話がありましたけれども、寄地域の体験実習館を主体にしたものという話もございました。そのような中で、観光経済課が一番、所管課としてはそれに対応しやすいというような中で、うちのほうで緊急的に対応させていただいております。

7 番 利 根 川 ちょっとそれはですね、我々議会に、そういう説明は当初予算のときに何の説明もないですよ。それじゃあ各課別に事業費の中に報酬なり人件費を計上してですね、よその課で雇用したのを、120万あるからそれを使ってしまう、そういうのはちょっと議会軽視じゃないですか。私は非常にその辺は疑問に思ってます。疑問に思ってます。ならば、それならばそれでいいですよ。ここで補正を出したらどうですか。6月以降のその方の分を。観光経済課のお仕事をされているんでしょう。それを、総務課の財産管理の賃金があるからそこから出しますといたら何でもできちゃう。いいんですか、政策課長、そういう予算編成で。議会軽視だと私は思いますよ。

参事兼総務課長 ちょっと私の説明が不足だったかどうか、どうしても、過去に何回かやらせていただいているんですが、4月に異動等があったような場合、それと緊急があった場合に、一月、二月という期間はどうしてもそういうことがあるんで（「わかってます」の声あり）そういう中での対応ということで、これを未来永劫うちの課でお金を使い続けるという意味ではないということだけ。

7 番 利 根 川 そんなこと聞いてないですよ。そんなこと聞いてない。そんならば、2カ月分は総務課の費用で人事の配転とかやりくりがあつて、仕事のやりくりもあるでしょうと。それはそれでいいですよ。じゃ6月以降は。ここで補正があるんだから、きちんとした形で補正を出して、それで執行されるのが当然でしょうという話を私がしてるんですよ。だって私が指摘しなければ、いつまでもそれでずっと行っちゃうんでしょ。それは議会軽視じゃないですか。それを言うんですよ。お答えください。何で補正を出さなかったのか。

参事兼観光経済課長 その件につきましては、一応、4、5、6についてはそのような形で1名、

先ほど来申しているように、27年度の加速化交付金繰越でやった分ですので、そこら辺は見ております。今後、それに関する予算づけは、7月以降は一応見ておりませんが、そこら辺は一段落するのではなからうかと。うちの課としての対応として。それで今回、観光経済課といたしましては、予算には計上させておりませんでした。

7 番 利 根 川 うんとね、実際そこでね、係長待遇で、日常的に観光経済課の御指導いただいている非常にスキルの高いお方の身分が不安定じゃないですか。おれ一体、7月どうなっちゃうのよと。そういう雇用の仕方をしていいんですかという、私は質問しているわけ。そんなこと前代未聞だよ、今まで。私は昭和40年から職員になってですね、そろばんで計算をして、ガリ版で予算書や決算書をつかって、小僧の時分からずっとやってきました。行政当局がそういう雇用する人に対して、身分が不安定なことでもいいんですか。じゃ最初からあなたは7月の30日で終わりですよ、4月の時点、3月の末の時点で申し渡してあるんですか。ないでしょ。そうするとその方は非常に心が不安になってくる。何だ、町長、おかしいじゃないか。最終的には町長に苦情が行くようになる。皆さんのやっている幹部職員は、常に町長の足を引っ張らないように、それを補佐するのが幹部職員の役割ですよ。当然この6月に、今、総務課長が言った、2カ月、3カ月はいいでしょうといったらここで補正で出してですね、8月どうするんですか。議会なんかありませんよ。9月の半ばですよ、このまま行ったら。私は非常にそういうやり方が、働いてられる本人が非常に不安だと思うんですよ。せっかくそういう優秀な方に来ていただいている以上、きちんとした形をとってください。私がこれ質問しなかったらどうなんですか。7月以降その方は。それとも町長の専決処分で報酬でも賃金でも観光経済課で計上されますか。私はね、行政当局が日々ね、法律だ、条例だ、実施要項だなんていじっている人たちが、実際に働いていただいている人に対してそういう不安定な身分で、これからどうなんですか。幹部職員はその辺もう少しよく考えて、予算計上するならする、しないならしない、今後雇用しないならあなたは7月いっぱいですよ、当初から申し渡してやらないと非常にかわいそうです。それ以上のお答えは出てこないと思いますけれども、非常に私はこの件に関して疑問を持ってま

す。疑問を持ってますよ。こんなやり方はない。

それでは引き続いて、まだ何点か質問事項がありますから、ページ15ページ。ページ15ページですね。ただいま企画財政課長が、失礼しました、政策推進課長が、5月28日の観光協会の総会で町長が観光協会の会長に暫定的に就任をされた。私は5月28日の観光協会の総会に1,000円払ってる1,000円会員ですから、あの中で傍聴しておりました。前会長の高橋宥二氏も町長も暫定的になんてことは言うておりませんよ、一切。そういう言葉は言うておりません。就任されました。私もずっと観光協会は職員時代から見えていますけれども、昭和50年代の初めにですね、私のそばの下原公園で、酒匂川鮎まつりということで、当時、熊澤吉次さんが町長の時代に経済課という課があつてですね、そこが主催してやって、我々も机を運んだりスピーカーを運んだりしてお手伝いした経過があります。それを3回ぐらいやって、その後松田中学に行って、大名行列を復活させようとかいろんなことがあつてですね、松田中学で校庭をお借りしてずっと続いてきたわけです。当時の町長さんは、観光協会が設立されたときに、熊澤吉次さんが町長さんだったんですけれども、これからはこういう団体は町民参加で運営していただきましょうと。町は必要なお金を出しますよ、事務所が必要なら事務所を貸与しますよ。ただし、民間の方が協賛金を払い、会費を払い、お祭りの寄附を払い、花火の御打ち上げの費用を払ったりして、皆さんでやってくださいという形でずっと熊澤、平野、島村と続いてきたわけですね。観光協会の会長さんも、昭和50年代の半ばから、名前を出して失礼ですけども大坂屋さん、和田電機さん、それからサワ石油さん、そしてトルク工業の方と、民間の方々がずっと連綿とつないできたわけです。その当時は、町内の商店も大分にぎわっておりましたから、観光協会の会長をやって身銭を切つてやろうという人がいました。今はだんだん、下降線をたどっておりますので、なかなか前高橋会長のように身銭を切つて、おれがやろうよという人はなかなかいない。そこで町長さんが就任されたという背景はよくわかりますけれども、私はね、一つは先祖返りだと思うんですね、これは。先祖返り。そして、私も町長も3年前のことを思い出してください。あなたは何とおっしゃられました。あの夏の日の暑い日々の中。町中を駆け回ったときに、当時の島村町長

は行政主権だと。私はそうではない。住民主権を貫くんだと。私はその住民主権というフレーズに、男心に男がほれて、息が解け合う松田山になったんですよ。これじゃあ先祖返りじゃないですか。暫定的にという言葉を使ってませんのでね、総会では。私は2年、町長がおやりになると。町長が観光協会の会長に就任されると、一般町民はどういうふうに思いますか。今度は町長が会長になったんだから、1,000円会費、団体会費の5,000円払う必要ない。お祭りの協賛金、花火の打ち上げ、町が全部補助金出せばいいじゃないか、だから町長がなったんだろと、こういうふうになります。ですから、民間の中で引き受ける人がなかなかいないということはよくわかりますけれども、これは昭和50年代の熊澤町長の時代に戻った先祖返りだと思うんですよ。町長は総会のときに、株式会社化とか社団法人化を目指していきたい、きのうも全協のときにそういう案みたいなものを示していただきました。ただし、幹部職員は知っていると思いますけどね、平成19年、20年、21年のころ、当時の企画財政課長の方は非常にやり手な方だったんですね。ただ、悔しいことに私と誕生日が一緒でした。年は8つ下ですけども。その方が真鶴町、湯河原町、箱根町、観光協会を全部調べてですね、シミュレーションを何部もつくって、社団法人化、また別な方法はないだろうか、桜まつりに7カ所、入り口に入場料のチェックをつくって、2人ずつ張りつけて入場料をとってやれば、2,000万ぐらいお金が入るだろうと。しかし、谷戸農道や中央農道から入ってきちゃうやつがいるだろうと。そういうところも全部人をつけてやろうよと。そういうシミュレーションをつくって、社団法人化を目指したことがあるんですよ。だからその当時の資料はまだ全部残っていると思います。それで、あのやり手な企画財政課長であっても断念したんですよ。湯河原でも、箱根でも、温泉組合とか観光ホテルとか、芸者さんの組合から協賛金を多額にいただいて自主的に運用しようよということをやってもですね、自主的に運用ができなくて、湯河原でも箱根でも相当な金額を観光協会にまだ補助金を出している。松田はそのバックボーンがありませんからね。

町長は、おれが会長になってその辺を改革して自主的な運営ができるように頑張るんだ、そのお気持ちはよくわかりますけれども、町長は民間で非常に苦

労されてきたと思います。今まで、20何年間。でも、政治とか行政というのは、小田急のロマンスカーみたいに急行で走れないんですよ。かつての御殿場線の蒸気機関車で、貨物列車を引いてって、坂をやっと上っていく。だから早く町長が実績上げたい、来年選挙だから、その気持ちはよくわかります。しかしですね、なかなかそれは難しいことです。だからそれをやっていただけるならやっていただきたいと思いますけれども、町長は観光協会の総会のときに、暫定的に会長に就任しましたという言葉はおっしゃりませんでしたよね。その辺、町長はどういうふうにご考えておられるか、町長のお口でひとつお願いします。

町長 御質問にお答えさせていただきます。利根川議員が言われている部分に関しては、本当に私もそういうふうにご思っております。基本的に、受けさせていただいている以上、暫定的だという思いはないです。とにかく私のかわりに、私が観光協会長をやりたいという方が出てくるようなことは当然我々もやりますけれども、その間の間は暫定的な会長だという気持ちは1ミリもなく運営していこうというふうにご考えております。

それで、先祖返りの話ですけれども、まさに先祖返りだと私も思います。こういう事態にならないように、前会長とも努力をさせていただきましたけれども、一つ返事、二つ返事で、よし会長になってみるぞというふうなお答えをいただけなかったといった分には、私も責任を感じているところでもございましたし、そんな中、理事会におかけさせていただいたところの中で、皆さんの総意というようなところで、町長の役職の人に観光協会長をということで皆さんが御指名されたものですから今現在こうなっておりますので、この状態を長く続けたいというふうにも思っておりませんし、とにかく民主導でやっていただきたいという気持ちはあります。ですから、やっている、今の任をいただいている以上責任を持って、暫定的だというようない思いはなく進めながら、新しい民の会長を任命したい、探していきたい、推薦したいというふうにご思っております。以上です。

7 番 利根川 町長の決意をお聞きして、それで結構ですけれども、私は非常に難しいと思うんですね。だから我々自身も、議会側も、観光協会の運営に十分御協力をしていくつもりです。みんな議員はそう思っています。一つの例を出しますけれ

ども、私の友人に三浦の市会議員がいます。ことしの1月の4日に新春パーティーで会いましたら、こんな500枚もはがきを持っているんですよ。何よ、おまえ、それと言ったら、いや、三浦の観光……三浦市も河津桜を植えてますからね、1000本。それで、三浦の観光協会から500枚あて名を書いて、いついつまでに持ってこいと。そんなの出さねえでうちにしまっとけばいいじゃないかと言ったら、いや、チェックを受けて、ですから書いていかなきゃいけないと。それで彼がいわく、松田は京浜急行まで手を出すんじゃねえぞと。おれたちは、三浦市は京浜急行をねらってた、おまえたちは小田急線だけにしろと、そういうふうに言われました。だから、観光協会の補正予算も出ていますけれども、どうですか、寄のロウバイまつり、それから桜まつり、はがきを印刷して、議員の我々に200枚でも300枚でも、小田急沿線、住所を書いて持ってこいと。そのぐらいのことをやらないと、我々もやっぱりやる気が出ませんよ。そのぐらいのこと、当然やってください。議員は200枚、秦野から新宿にかけて、知人友人万態にいついつまでに書いて持ってこいと。それで松田の桜まつりと寄のロウバイまつりを刷り込んで、そのぐらいのことをやらせたっていいでしょう。そして議員は200枚、自治会長さん50枚お願いします、民生委員さん20枚お願いします、商工会では何枚お願いします、そうやってやらないと、労を経ないと、我々のお祭りという感覚がなくなってしまうんですよ。1,000円払ってりゃいいじゃないかと。ぜひそういう方法を、会長におなりになったんだから、これは一つの例ですけれども。三浦は市会議員みずから、松田は敵だと言ってるんですよ。私は敵だなんて思ってませんけどね。相手はもう戦略・戦術を縫ってやってきてるんですよ。こっちがのほほんとしてたらみんなお客がとられちまう。私は本当に危惧を感じております。

そして、ちょっと長くなりますけど、政策推進課長にちょっとお伺いしますけれども、322万7,000円という補正予算が出ています。私はその中身についてはとやかく言いません。しかし、団体の補助を出す場合、松田町には各種団体補助金交付要綱ですか、交付規定がありますよね。その中に、補助を受ける団体は、補助金の金額とその補助金をどうやって使うか事業計画をつくって、担当課を通じて企画財政課に提出することとなっているでしょう。今回の322万7,

000円、そういう手続はとられているんですか。とられてなかったとしたらこれ大変な問題ですけど、観光協会の総会のときに、前会長の高橋宥二さんが、どなたかが「6月の議会で300万だか補正が出てるけど、あれは何ですか」と言ったら、当時の会長の高橋さんがこうおっしゃられました。「私は存じ上げません」と。これは会長さんがおっしゃったんですから私は差別発言でも何でもありませんよ、私たちはつんぼ栈敷です。私は一瞬そこで愕然としましたけどね。そういう方法をとられて予算計上されたんでしょうね。政策推進課長。

政策推進課長 今回の補正につきましては、ちょっとその手順は踏んでございません。通常の所管からの計上に我々のほうで了解したということで、そのような手順は踏んでございません。

7 番 利 根 川 それじゃあ、私、長くなりますが、それじゃあね、これから各団体がね、おれたち年度当初になって50万足りないんだけど、町長の了解を受けたから担当課へ行って「50万補正で出してくれ」と言ったら認めるんですね。これからはそういうやり方でよろしいんですね。

政策推進課長 済みません、それは査定の席できちんと判断させていただきたいと思います。

7 番 利 根 川 だから私は行政主権だと言っているんですよ。ちゃんとそういうルールがあるんだから、それを指導するのが幹部職員の役割でしょう。松田町には各種団体補助金交付要綱がありますと。確かに担当課で、これだけ観光協会が大変だから322万7,000円計上してください、そうしたら観光協会からそれを出させるのが当然でしょう。じゃあ議会で今、322万7,000円の補正予算が計上されていますけれども、これの事業計画及び予算案を資料として出せと。そうじゃないと審議が進まないと言ったら、あなたどうしますか。

政策推進課長 それにつきましては、所管より積算明細をきちんと出していただいて、それを我々で査定した上で今回の補正予算に計上させていただいております。

7 番 利 根 川 そんなこと聞いてんじゃないよ。補助金の交付を受ける団体は、事業計画並びに予算書を添付して、観光協会のほうから所管課を通じて政策推進課のほうに来てるでしょうと。なら、私がそれをコピーして出せと言ったらどうします。予算積算明細で出すんですか。

あのね、去年の国会で立憲主義ということがよく言われているでしょう。安

保法制の問題で。立憲主義というのは何か。権力を縛るんですよ。だから松田町補助金交付要綱というのは、町長の権限を縛るものなんですよ。町長が勝手にですね、あの団体はおれを応援していたからもう100万ふやせ、200万ふやせ、あそこは気に食わないから削っちまえ、そういうことができないように縛ってあるんですよ。皆さんは法律だ、条例だ、実施要項だと毎日見てるんでしょう。皆さん方が松田町各種団体補助金要綱にのっかって各団体から毎年11月だ12月になって申請を出させて、それで中を精査して当初予算にのっけてるんでしょう。補正予算だって当然そういう行為をすべきですよ。町長から天下り式に322万7,000円観光経済課が要求しているから補助金を計上しろ、補助金を補正予算で計上しろと言われても、それはルールにのっかってやっていただきたい。そういうように指導管理するのがあなた方の役割ですよ。天下りで言われていたら、結果的に町長の足を引っ張るようになるの、結果は。何だ、町長が言えよのっけたじゃないか、町長は自分を応援してくれた団体ばかりこうやって応援すると。結果的にあなた方がガードしない限り、町長の足を引っ張るようになる。大体、本山町長をそれじゃ支える気がないじゃないですか。幹部職員とも公選で当選してきた町長を支える、それがあなた方の義務ですよ。予算積算明細書が出てんだからそれで審査しました。ルールにのっかってない。じゃあ私が事業計画だ、予算書を、観光協会から出てんだらうから、一旦休憩して議長、その資料を全員に配付してくださいと言ったら、あなたどうしますか。観光経済課長、どうしますか。私は世に言うところのしゅうとの嫁いびりみたいなことはしたくありませんから、今後はきちっとルールにのっかって、町長が何を言おうとそういうルールにのっかって行政運営してください。そうしないと、322万7,000円という貴重な町民からいただいた税金を団体に補助金として交付するんですよ。大体こんなやり方じゃだめだ、そんなの。全く情けない後輩たちだ。

それから、これは最後に、もう最後に質問しますけれども、観光経済課長。あなたは総会の席上、もし322万7,000円が議会のほうで通ったら、正副会長会議、理事会でこの中身の検討をして、それでそれを総会の決定事項としてほしいと、あえて理事の肩書でそういう発言をされました。理事というのは一体何

ですか。執行機関でしょ。執行機関というのは、会長、副会長、理事で構成するわけでしょう。あそこに集まった人たちは、1,000円とか5,000円会費を払った700何人かの、全部来なかったけどね。700何人かの会員がいらっしやるそうですけど、その人、一般会員の人たちが参加をして、そして予算書とか事業予算とか収支予算書を可決するわけでしょ。あなたは、あなたは理事なんだから、もし会長、副会長に質問が行って答弁に困ったら、理事の立場として答弁する立場にある。それがですね、総会の席上、理事の立場としてこういう云々かんぬんを言わせてくださいなんていうのはとんでもないことだ。あなた自身が松田町観光協会規約、読んでないじゃないですか。この規約の第21条にどう書いてあるんですか。「会長は、毎年初めに事業計画及び収支予算書を総会に提出し、その承認を得なければならない」。その後、私ならば、「ただし、緊急やむを得ない場合の補正予算等々がある場合は、正副会長及び理事会の決定を総会の決定とみなす」というふうに入っていればいいですけどね、これは入ってませんよ。入ってません。入ってませんから、あなたがああいった席上でああいうこと言われるのはとんでもない。だから、もしこの322万7,000円の補正予算を議員の皆さんが賛成したら、可及的速やかに、また使ってしまいましたけれども、臨時総会を開いて、事業計画、収支予算、この補正予算を提案して可決決定して、それで執行してもらいたい。あなたは観光協会を指導、援助、管理、育成する立場にあるんですよ。その自分の立場を忘れてああいうことを言うのはとんでもないですよ。私は黙って見てましたけどね。だから民主主義というのはね、時間がかかるんですよ、時間が。しょうがないですよ、そういうことに書いてあるんだから。だから、あなたの立場だったら、もし観光協会がこの規約に違反するようなことをやったら、それはだめですよと言うのがあなたの役割ですよ。だめですよと言わないで、規約に書いてないのを認めてくださいと言うのはとんでもないことだ。だから、私はあえてあなたの答弁を求めない。さっきから言ってますけども、しゅうとの嫁いびりは嫌ですから求めません。この322万7,000円が可決されたら、可及的速やかに事業計画案をつくって、収支補正予算をつくってですね、臨時総会でも招集をして、800万ということだったけれども町長が322万7,000円補正予算で認めてもらったんで、臨時

総会を開いてそれから執行する、これが当然の役割ですよ。自分の金ならね、きょうもうかった金はあした使えばいいけど、そうはいかないんですよ。だからその辺をきっちりやっていただきたい。これは要望で終わります。ちょっと長くなりまして、大変ありがとうございました。私の補正予算に関する質問は以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 2 番 大 館 今、利根川議員からですね、いろいろ質問されて、我々もより理解を深めたところですけども、今、小林課長の答弁の中で、非常に疑問に思っています。その臨時職員の方が急にここで来られたんならわかりますけれども、もう前年度から働いているわけだよね。継続してずっといるわけでしょ。新しく雇うわけじゃない。そういう意味でね、何かその場しのぎの言い逃れに聞こえますけれども、今、利根川議員が言われたようにですね、それが当たり前に通ってしまったんなら、我々議会、必要なくなっちゃうんですよ。監視役の議会は必要なくなっちゃう。それで、やっぱり町長いつも言われていますけれども、町民参加型。町民と一体となってまちづくりをするんだという意味からしたらね、もっと透明性がある行政をしていただきたい。

それとですね、322万7,000円の補助金についてですけども、利根川議員も言いましたけれども、さきの観光協会の総会で、町長が会長に就任されました。それで、執行者である町長が補助金を自分で受け取るわけですよ。そうするとね、今、東京都で非常に知事の問題で世間を騒がせています。やっぱりガラス張りの町政をやるためには、ちょっと道義的にどうかなと思います。それとですね、きのうの全協でこういう観光経済課から文書が出ました。DMOのことで。こういう計画で推進したいから補正を組みましたというような文書が出ましたけれども、観光立町を目指している町がですね、外郭団体である観光協会に、その観光行政の根幹であるいろいろなものを決めていくのに、観光協会に投げちゃうんだというような。じゃ職員は何をするんですか。根幹でしょ、この文書に書いてあるのは。観光立町にするための事業の根幹じゃないですか。それは町長が会長になったから行政と同じですよと言えそうかもしれませんが、そういう問題じゃないと思うんですよ。支離滅裂になっちゃいますけ

ども、一番自分たちで感じることは、やっぱり透明性のある行政をするために、町長が会長になった以上はですね、これはちょっと、今、利根川議員が言ったように、ルールを踏んだ補正の組み方であれば問題ないでしょうけども、何でもありと受けとめられがちですよ。それはいかなものかなど。その積算根拠についてもいろいろ話の中では、今説明されたようなものもありますけれども、いろいろなものが出ていますよね。観光協会だって前年度あれだけの総会でもめにもめて、結局は要求された額がもらえない、執行するまでもなかなか補助金を交付されなかったというような事例があります。ですから、特にこの問題については気をつけて対応しなければいけないのに、何か違うのかなと考えますけれども、その辺の御答弁を願います。

参事兼総務課長　それでは一番初めの、うちのほうの予算を使った件でございます。もう一度御説明申し上げますと、事例としては幾つかそういう場合もあって、そういう緊急的に二月、三月の間、そういう相談があればその後何らかの措置をするであろうということの中で、私のほうでは執行させていただいています。去年から働いていたではないかということもありますが、臨時雇用の場合、どうしても4カ月とか半年、あるいは1年で契約というのは切れますので、当然私も今回のケース、3月まで働いているのは承知していましたが、そこで切れるものであれば、そこからはまた新たな話として、私のほうでは相談に乗った中でさせていただいた部分がございます。その間のこととかになると、ちょっと私の範疇外れる部分もありますので、それ以上お答えしにくいところはあるんですけど、そういった中である程度の、各課でそういう異動等があった中で困った部分については、そういう対応をさせた中で円滑に行政が、業務が動くような形をとらせていただいているところがございますので、その部分については御理解いただければと思います。

参事兼観光経済課長　それでは、DMOが町でやる観光の主幹であると。それはなぜ町でやらないかという意見でございますけれども、DMO自体の取り組みというのは、当然町も入り、観光協会も入り、今回県西地域で今まとめている作業なんですけれども、当然ほかの地域の観光協会も入ってまいります。また、特にJTBとか、旅行会社も入ってまいります。それらが一環となってやる事業でございます。

ですから、町行政が当然その中に入り込んでいくと同時に、地域に密着したそれぞれの観光業者も入らなければいけない。それによって、今まで行政主導、行政主導というものが、今度は地域主導にある程度なってくると。民意を反映する中では、行政だけではできないと。ですから、その一環の一番の根幹となるところは、やはり行政と同時に観光協会でもあると。DMOの趣旨はそのような趣旨ですので、今後観光協会の位置づけというのはますます高まるものというふうに認識してございます。

12番 大 舘 そんな話はわかりますけどね、根幹はやっぱり町がやることで、町民も観光協会も協力するのは、それはやぶさかではないと思います。これをやるんだから補正を組むんだというような、そう受けとめられますよね。やっぱり一番自分が引っかかるのは、町長が会長であるがゆえに、今、利根川議員が言われたように、きちっとしたルールを踏んで補正予算を組んでいけばですね、その資料を配付して、いや、こういう手順でやりましたから、認めてくださいよという話であれば聞けると思いますけれども、町長が会長であるがゆえに、より透明性のある、そういう取り組みをここで証明してもらわなくちゃいけない。今、小林課長の言われるように、臨時職員は1年ごと、半年ごとというような、その契約内容についても我々にはわかりませんから、どのような契約をされたのか、できればそれを見せていただければありがたいと思います。それで、先ほど政策推進課長が答弁されたように、その積算根拠とかが提示できればしていただければありがたいと思いますけど、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 契約云々というよりも、臨時雇用の場合、年度ですから最長で1年間、4月から3月31日、場合によって必要な時期の4カ月とか6カ月ということになっています。なので、今回言えば、その方が3月までお勤めなのは承知していましたが、当然年度で切れるとなると、それが次の年にそのまま継続されて雇用される保障はないので、改めてそこでやはり伺い等が出てくるわけなんです。そういう意味で、今回そういう相談の中で、じゃあその間は私のほうで見ましようよということだったわけ……

議 長 雇用契約の内容について提示できるかという質問です。

12番 大 舘 小林課長の説明はわかりますけどね、ここで年度がかかって観光経済課に予

算がない状態で契約されているわけだよな。4月1日からでしょうに。年度がわりからということであれば、4月1日の契約書を見せてくださいよ。

参事兼総務課長 契約というか、要は私のほうの予算を使いましょうということになったときに、現課のほうからうちのほうを経由してうちの予算を使った中での雇用してよろしいかという伺いが回るわけです。それ以前に裏づけのない契約が存在するわけじゃないんですね。ですから、それをもって執行したということです。おわかり……いや、うちのほうが、契約書があるから、それに基づいて執行したんではなくて、予算としてうちの予算を使わせてくれと。三月。その中の、そういう伺いが回ってくると……

12番 大 館 回りくどいこと言わないで、その当人たる人とは4月1日時点で契約してあるんでしょね。契約してないのに払わないでしょ。

参事兼総務課長 契約はなされていないと思います。契約というよりも、だから4月1日にそういう人間を雇用してよろしいかという伺いが回ってくる、あるいはそういう伺いの中で処理をする。（「おかしいんじゃないの、それは」の声あり）契約書の……

12番 大 館 今ね、小林課長は最初から、臨時雇用については1年とか半年かという契約期間があるんで、それできちっと契約して雇用するわけでしょう。しかもよその課の話ですよ、働いているのは。総務課で働いているわけじゃないでしょうに。だから余計そういうものがきちっと、書類が整備されて支出するのが当然でしょと。

議 長 雇用の所管課の課長の答弁を求めます。

12番 大 館 あのね、はぐらかすような答弁ばかりだからきちっとしたものを、今、その事業計画とかそれも含めて資料として出してくださいよ。

参事兼観光経済課長 あくまでもこれは皆様御承知のように賃金という形で出しております。ですから……

議 長 雇用契約があるかどうかについての……

参事兼観光経済課長 雇用契約というものではなくて、賃金という形で……

議 長 執行伺いはあるわけですか。

参事兼観光経済課長 はい。

議 長 それは提示できますか。

参事兼観光経済課長 えーと、できます。はい。

議 長 政策推進課長。先ほどの予算の積算についてはどうでしょうか。

政策推進課長 時間をいただければお出しすることはできます。

議 長 じゃ、暫時休憩といたします。 (10時17分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (11時06分)

休憩前に要望のあった資料について、事務局長から配付させますので、よろしく願いいたします。

(資料配付)

資料の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。

それでは、議案第36号平成28年度松田町一般会計補正予算書の質疑を再開いたします。

12番 大 館 先ほどの全協で説明を受けましたので、内容はわかりました。非常に重要な内容だと思います。それでですね、当初予算からまだ2カ月しかたっていない。しかも、当初予算の4割強の補正なわけですよ。それで、事業については、重要なことは、きょうやきのう、これが発生したわけじゃない。もうずっと以前から各他町村との調整とかそういう会議が、活性化の会議があるのは知っていますのでね、その対応もしなくちゃいけないということは、当然当初予算の時点でわかっていることだとは私も理解していますので、非常にその辺の食い違いというか、説明責任というか、その辺で、当初予算の中できちっとそれを説明されて、当初予算の中で組み込んでいただければ、何ら反対する理由もありませんけれども、先ほど言ったように、当初予算からたった2カ月しかたっていない。それで今、いろいろ答弁を聞いてみると、明快な御答弁をいただかなかったということが疑念のもとだと思うんです。それで、なぜ当初予算に組み込まれなかったのか。当然この観光協会と連動した予算ですから、その辺で、今まで、5月30日まで携わっていた会長、事務局長ともですね、次に引き継ぐためにも町と観光協会とのすり合わせというか、打ち合わせ等もきちっとやっ

ておく必要があったのではないかなと感じますけれども、その辺を御答弁いただければと。

参事兼観光経済課長　すり合わせというか、先ほど来申しましたように、ここで活性化補助金がつきましたけれども、それも27年度の予算が今後、今ここで申請している最中なんですけれども、確定はしてないんですけどつくような状況、事務量も非常に多くなっております。4月以降、そこら辺が表向きに動き始めております。先ほど来、活性化協議会、西湘地域の活性化協議会におきましても、第2回目、1回目はちょっとあれなんですけれども、2回目でも3月の24日に始めてやられていると。本当に近々の話題が山積してございます。その関係で1名、バイトではございますけれども、専門員という形で雇わざるを得ない状況になってきたという状況でございます。

それと、あとは観光協会、これにつきましては、詳しい内容については申し上げておりませんでした。それはやはり私、行政マンとして、私のほうの諸所の不手際であったというふうに考えております。今後はそこら辺が、よく観光協会ともあわせまして、お互いの意思の疎通、それから事務の対応、それ等、十二分に対応していきたいというふうに考えてございます。

12番 大 館　まあ、とってつけたような言いわけに私は聞こえます。突然降ってわいた案件じゃないと思いますよ。その会議についてもですね、もう、去年1年間3回ぐらいあったんだと思うんだな、たしかね。ですから、当然こういう、あるんです。そういう、こういう問題がですね、考えられる。ましてや、観光立町を目指している町であるから、余計アンテナを高くして取り組んでいけば、もっと多様な情報がとらえられた、そういう可能性もあるわけですよ。ですから、地方創生の問題についても、第1期目の初回の提案した事案が採択されなかったというのも、事案そのものが問題があったから採択されなかったと思いますけれども、そういうことも含めてね、やっぱり研究が少し足りなかったのかなというふうに感じます。本当に職員も日々頑張っていると思いますけれども、それ以上に、やっぱり町長をカバーするためにももう少しアンテナを高くして、こんな不手際というか、不手際でいいか、その言葉が正しいかどうかはちょっとわかりませんが、もっと真剣に取り組んでいただかないといけな

いと思うんです。

それとですね、先ほど見積書、歳出予算見積書の中で、この前の観光協会の総会の中では、会長が非常に経費がかかるんだということで、次の会長にはですね、報酬をとというような話を聞きました。もっともな話なんですけど、今回、会長が町長になりましたんでね、それに報酬を払うということは二重取りになっちゃうわけですよ。それと今、先ほども言いましたように舛添さんの問題も非常に、最終的には刑事訴訟とかそういうものは不起訴になっちゃうと思いますけれども、何かそれが当たり前になっちゃっていて、都合のいいようになっちゃうのかなというふうに。それじゃあね、おかしくなっちゃう。ますますおかしくなっちゃうと思うんですよ。ですから、その辺の考え方について、もう一回お願いします。

町長 観光協会会長の給与というところでございますけれども、高橋前会長の言葉が括弧書きになっているところであります。その括弧書きを代弁させていただくと、「民間の新しい会長さんには」ということだと、私はそういうふうに理解しておりますので、私が就任させていただくまでも、そういった格好で民間の会長さんには、議会の御了解をいただいた場合には、そういった報酬も考えられると。金額は当然申しませんけれども、そういった経費がかかる分は面倒というか、カバーができるのではなかろうかということで探しておりましたので、その分がああ会議、総会の会議では言葉がなかったもので、今おっしゃられるように勘違いされてしまうような会議だったなというふうに思っております。改めてこの町の最高機関である議会の中でお話をさせていただいたことです。以上です。

12番 大 舘 その件についてはわかりました。

それとですね、先ほどもちょっと触れましたけれども、DMO関係ですけれども、環境関係が独立して課になりましたよね。環境上下水道課が新しく生まれて職員も何人か張りついていると。そこでね、やっぱり観光協会に丸投げという形ではなくて、本来町がやらなくちゃいけない仕事、当然理解していただきたいと思いますけれども、何かそっちへ、自分たちの手を抜くために、そういう余計なといったらちょっと語弊がありますけれども、外郭団体に予算づけして

そっちに任せちゃうと。そうじゃいけないと思うんです。今、観光経済課には何人いるんですか。今。

参事兼観光経済課長 私を含め12名で運営してございます。正職員は12名です。

1 2 番 大 館 以前はね、その半分ぐらいだったのかな。観光行政を充実するためにそういう配置をされた。あとは、職員の時間外が多過ぎるからという理由で、人員の配置をされたと思います。確かにね。それで実際、この前、当初予算のときに質問させてもらったんですけども、時間外手当はふえているんだよね。予算ではふやしているんです。矛盾している部分がありますよという質問をさせてもらった記憶があるんですけども、それからすると、言ってることとやることが矛盾を感じるんですよ。それで、先ほどの地方創生の交付金についてもですね、観光関係に特化して提案された部分が余りないというか、採択された事業の中では、体験実習館と、それと別。（「まだこれからだ」の声あり）あ、違う。今度、例を言って話をしているんだから、それが採択されたようですねという話じゃん。されるのか。まだ。出してんだね。勘違いしてました。

ということで、それでさえおこなっているわけじゃないですか。本来なら一次的に採択されて、実際他町では取り組んでいるところがあるじゃない。あるでしょう。だから、改めて観光協会と観光行政に力を入れているのであれば、その成果として他町より進んだものが見えてこなくちゃおかしいんです。そういう、先ほどの全協の中で町長説明がありました。理解できますけれども、実際にじゃあ行動としてあらわれているかという、見えてこない部分がいっぱいあるんですよ。ですから、こういう質問をしているんですけども。だからその辺で取り組みについて、観光経済課が日々どのような仕事をしていて、なおかつ、それ以上のグレードアップした観光行政を求めて、こういう観光協会に改めて人員を配置してもらって、充実するんだという話でこういう計上しているんだと思うんですけども、その辺の取り組み姿勢というかな、そういうのをどう感じてられるのか。

それと、普通であれば民間に委託をすることは、町の経費を減らすための手段としても一つの理由だと思うんです。これじゃ、補助金がふえるということは、町の経費が減ったわけじゃないんです。そうでしょう。だから、何か言い

かえられているような気がしてしょうがないんです。そういう事業を充実させるんだから、補正で人を雇ってそういう事業をするんだという。そういう外郭団体に委託料を出して事業展開していくんだということは、本来の担当課の経費を削減するための手段として用いる手法だと思うんですよ。各課。それをやらなければ、ただ予算をふやすだけ、お金を使うのをふやすだけじゃないですか。その経済効果というのは、どういうふうに考えてそういう手法をとっているのか。

町

長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと私も思っております。そんな中、一次金が取れなくてというか、ローカルブランディングとか、そういったものの予算がついても、事業的な、これは私もこのところ大館議員と同じようによく思うところなんですけれども、事業が、予算をとった後に、改めて予算がおっちゃったりとかして補正予算を組んでもらっているいろいろやっていくんですけども、事業のお金は100%事業として使いなさいよ。しかし、事業をやる側の給与は見てくれないんですね。そうすると、今のもともと予算でお認めいただいた事業全体の予算と違う事業をやるとなると、その分人件費だとかふえてくるというところがあって、いや、このところうちの職員にも大分負担かけてるな、なるべく残業しないで帰るようにと言っているけど、こんな事業を受けたら当然やらなきゃいけない。ましてやそれが、なれている職員ばかりだったらいいんですけども、なかなかそういった職員ばかりではないので、一から積み重ねているというのは、今現在、おっしゃられるように我々がもっと勉強しなきゃいけないところだと思うんですね。

そんな中、本当に観光行政をやっていくといったところで、矢継ぎ早という表現もおかしいですけども、いろんな情報が入ってきて、松田町をもっとこういうふうによくしたいという外からの話をいただいたりすると、それに対する研究もしなきゃいけない。それを皆さんに御提案する前にさまざまなことを、今まで後手に回っていたところがたくさんあったんですけど、前に進めていくというようなことで考えると、予算以外のことを、予算でお認めしてもらったもの以外のことをやっていたりとかする部分も正直言ってあるんですね。そうすると、なかなか残業代が、残業代がふえないようには振り分けしながらやっ

てはいるんですけども、そんな中経費を節減するとなると、うちの職員が、予算でたしか115名で予算をお認めいただいていると思います。116名までである中ですね。今114で予算を、今113なんですね、1人いなくなって。そういったところで、我々も中身で努力はしているんですけども、御存じのように職員さんとなると給料が発生しちゃうところもあるので、内部でとにかく努力して、今回は民で行うようなものについては観光協会さんを中心としてやっていく。そこに人件費としてお渡しして、とにかく一緒に、我々行政側だけじゃなくて、民の発想を持ったような人と一緒にやっていきたいと思いますということで、今回後づけになりましたけども、仕事量がふえてきている分を、観光協会さんのほうと一緒に今度やりたいということで金額を上げて、そうすると職員さんを雇うと600万、700万すぐかかっちゃうところが、それだけの能力のある人が300万かからず済むというようなことを考えれば、経費の節減になりながら観光行政をちょっとできるかなと。

ただ、これも、ある方からも聞いたんですけども、どこかはもっと600万、700万ぐらいの優秀な人を連れてきてやっているんだぞというお話もいただいたりするぐらいで、逆に300万ぐらいじゃ少ないじゃないかというお話もいただく人もいらっしゃると思います。そんな中、おっしゃられるようにある程度抑えるべきものは抑えて、当然採用する人は厳粛に採用させてもらう、面接もして、この方だったらというようなことで選んでいきますけども、そういった格好で我々も努力をさせてもらいながら、今回の御提案に来たということだけはちょっと御理解いただければなというふうに思います。以上です。

12番 大 舘 町長の思いはよくわかりました。ただ、組織がそれだけ機能していない部分があることはあります。我々の目で、偏った見方なのかどうかちょっとわかりませんが、そういう意味では、何か町長の思いと職員の行動が伴わない部分かなり、先ほど利根川議員も言いましたが、町長をカバーするためにあなた方はいるんでしょというような話がありました。それがちょっと欠けているのかなと思う。ですから、この予算に当たっても事前にこういう下手な質問が出ないような感じに、何回も言いますが、そういう対応をとってもらわないと、ややもすると議会軽視ととらえられやすいので、その辺を今後はそうい

うことのないようにぜひ思いを執行してもらいたいと、そう考えます。

それと、しつこいようですけども、先ほど報酬のことを言いましたけど、参考までに、我々もちょっと、私も長く議員をやっていますので、最初のころは議会、本会議に出るたびに、各種委員会に出るたびに費用弁償が出ていたんですよ。2,700円ずつ、報酬のほかに。そういうのもすべて削って、極力議決要件が必要な審議会には、議員からも委員として出ますけど、それ以外は極力なくしましょうよと、半分近くに削った経緯があります。そういう意味で、我々議会側としても、定数も減らす努力もしたり、いろいろ努力をして協力していますので、執行者側もぜひそういうことを酌んでいただいでですね、無駄な経費だけは一銭でも削るような体制で執行していただきたい。それをお願いして終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

11番 鈴木 ページ11ページ。庁用車管理経費。このままずっとこの委託料でこれからいくのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

参事兼総務課長 今回、運転管理者の嘱託員の部分の報酬を落とさせていただいて、委託料という形でさせていただきました。今まで来ていただいた方、週に1日、2日、このときは来ていただくことは続けていただくんですが、今までと同じような勤務ができないということで、こういう委託料にさせていただいています。ある地元のそういうバス会社のOBの方を使ったわけですが、今回もその辺のところともお話しさせていただいた中で信頼のできる、また運転技術が確かな人ということでしたところなんです、なかなか今その辺から難しいということの中で、当座はこういう形にさせていただきました。私どもとしては、できればまた報酬に戻してやりたいところもあるので、そこはまたそういうふうな形の中で探させていただくんですが、ただ、勤務としてはどうしても続くものなので、今回こういう形でとりあえず計上させていただいたところでございます。

11番 鈴木 なぜ聞いたかという、今までほら、名前を言ってもあれだけ高橋さん、もう本当に運転手だけじゃなくて、庁舎中の周りを全部草むしっていただいたり、この金額も60万幾らの問題じゃなくて、1年間その人のあれにしてみれば、庁舎がこんなきれいになっているということもあって、ひまなときはちゃんと

草むしりしてくれたりいろんなこと、もう人力は本当に助かっていたので、ぜひそういう人がいたら、私は金額の面じゃなくて、そういう人がいたら、庁舎はきれいだし、いろいろやってくれる人を見つけていただきたいなということで、見つけてるということだから、ただ委託料、委託料、委託、委託、委託じゃね、もう本当にあれですから、ぜひそういういい人を見つけて、ちゃんとそういう係を見つけてやっていただきたいと思います。以上です。

議 長 ほか質疑ございますか。

9 番 石 内 ここで話す内容じゃないかもわかりませんが、一つだけちょっと確認させていただきたいのですが、地域集会施設の件で今回いろいろ補助金が出て谷戸でいい施設ができるという話が出ています。非常にいいことだと思うんですけど、今まで地域集会施設じゃなくて、ほかの建物を転用してきた部分で、例えば谷戸もそうだと思うんですが、湯の沢も耐震工事を実施する段階に来てるということで、実は私も全部調べているわけではないですけども、例えば谷戸じゃなくて谷津、谷津のあれはお堂を使っているわけですね。それで集会施設の体を成してないんじゃないかと思うんですけど、そういうことを含めてまた集会施設を持っていないところもある。確かにいろんな助成金を集めてきてもらって、頑張ってもらっているのはわかるんですが、そういう地域のバランスも考えて、どういう展開されるか、これは今後だと思うんですけども、ぜひそういうことも含めてやっていただきたいし、先ほどからちょっとお話しした谷津のお堂の関係、今後どんな推移されていくのか、それだけ確認させてください。

教 育 課 長 谷津の自治会の集会施設の関係については、地元からの要望というのは来てございませんけれども、今回の谷戸の集会所の建設に当たってですね、介護予防施設ということもありますので、地域集会施設ということであれば当然避難所にも位置づけされる施設になりますので、近隣の中央、それから谷津のほうの自治会のほうの方々にも、その辺は建設委員会との今後の相談の話の中になりますけれども、利活用が一緒に図れないかというようなところもあわせてお話をさせていただきたいというふうに考えています。ただ、谷津そのものの地域集会施設の建設というか計画については今のところありませんので、今後検討していかなければいけない部分だというふうに考えてございます。

議 長 よろしいですか。

2 番 田 代 補正予算書15ページ上段です。商工振興に要する経費、移動販売事業補助金100万円計上されています。これについては、買い物困難者対策ということで2年ほど前からいろいろやっているんですけども、うまくいっていないと。先ほど政策推進課長の説明で、前年度も執行できなかつた。ここで新たに9月に向けてスタートしたいということで100万というふうに伺いましたけれども、一方、当初予算ですよ。この当初予算のほうにも100万円計上されています。両方でいくと200万になるんですけども、その説明がきのうの全員協議会でも買い物、移動販売の説明があつたんですけど、そのときもされていない。きょうもそういった説明がされていないんですけども、この辺の100万、100万の位置づけについて、今までと全然違う内容ですので、明確にお願いしたいと思います。

参事兼観光経済課長 27年度予算は、言葉はあれですけども、27年度予算は流すと。新たに28年度予算で100万当初持っております。それに加えて今回100万持つと200万になります。全体事業費としましては400万円。200万円は社会福祉協議会からの出資でございます。補助金でございます。うちの200万、ここで新たに100万乗せましたので、もともと28年度100万持っておりましたので、ここで100万追加して200万、社会福祉協議会から200万、400万で今回移動販売事業を運営していくと。その金額をもって協議会から松田町商工振興会のほうにお金を出しまして、そこで車等を購入し、ドライバーさんに貸与して運行を図ると。ヤオマサさんから物資をいただいて図るという予算組みでございます。ですから、全体予算は400万でございます。

2 番 田 代 3月定例会の課長さん方の予算説明の内訳のときに、私もそのメモをいたしました。車の車両と改良費で400万、それで100万が町から補助、社会福祉協議会のほうからも200万補助ということで、私は100万円が受益者負担なのかなと理解していました。それで、きょう今その説明をされたんですけど、もし私がこの説明をしなければ、全然そういうことはうやむやになっているわけです。きのうも全員協議会でそういったお話は一切なかった。公金で支援する以上、ある程度その辺はつきり明確な説明をされないとまずいんじゃないですか。そ

れについてどうでしょう。

参事兼観光経済課長　今回、補助金の説明につきまして、詳しい説明をしませんで申しわけございません。今、説明いたしましたように、全体金額といたしましては町から200万、社会福祉協議会の200万の40万でございます。

2 番 田 代　そうすると、初め300万、両方の団体から支援すると。100万は、先ほど私がお話ししたように受益者負担だったのかなと思っていました。今回100万出して、要するに100分の100、10分の10の支援ということですね。その辺についての説明を私、求めたいんですけど、それが全然されていない。

参事兼観光経済課長　それにつきましては、本当は受益者負担金が欲しかったところです。ところが、やはり商工振興会、いろいろなところに、そこら辺で受益者負担金を持った中で運行ができないかと、お話し申し上げました。できないという回答でした。一般的に、じゃあオマサ等でもいいんで車両を動かしてくれないかと。一部うちでも負担するからと。できませんと。それをやるにすれば、お金を当然、今のシステムでいきますとあの単価ではできないし、やってくださるところも近隣、特に商工会でもできませんでしたので、そのような状況で今回は受益者負担を取れなかったというのが現状でございます。

2 番 田 代　私が言いたいのは、今その100万円というのが一番大事な問題なんですよ。それを私は反対しないですよ。やはり買い物困難者のために、町がそれだけの意欲でやるんだという説明をもっと先にするべきであったんじゃないかと。何でそんなに隠すんですか。以上。

参事兼観光経済課長　済みませんでした。私の説明が足りませんでした。隠したわけではないんですけども、本来もう少し丁寧な説明に心がけなければいけなかったのかなと。今後はそこら辺につきましても、説明には重々気をつけるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

2 番 田 代　今後の説明について、確かに丁寧な説明はされているんですけど、ポイントを外した説明なんです。次回以降はそういうことで、ポイントを絞った中で御説明をお願いします。要望です。終わります。

議 長　ほかに質疑ございますか。

1 番 平 野　済みません、先ほどの観光協会の話にちょっとまた戻ってしまうんですけど

ども、新たな取り組みで報酬月18万という、これは今後もずっと続けるというか、正規職員としての採用となっていく、そういう報酬なんでしょうか。

参事兼観光経済課長　今のところは正規職員ではない報酬としてとらえております。

1 番 平 野　ということはまた、毎回毎回こういった観光行政が続く限り、ずっと一々こういうふうに向いながらという、そういう感じの人件費なんでしょうか。

参事兼観光経済課長　この取り組みにつきましては、先ほど来申しましたように、まずは観光協会の予算への補助金でございます。ですから、私どもで町のほうで提案としてこのような形にさせていただいておりますけれども、今後はやはり、先ほど町が主導か、町の分を全部押しつけるのかというような考え方もございますけれども、両輪として動いている中では観光協会のまた要望も聞かなくてははいけない。そこら辺を加味した中で新年度の予算につきましては対応していきたいというように考えてございます。

議 長　よろしいですか。

1 番 平 野　わかりました。私、DMOというその話もきのう全協で聞きまして、やはりおもてなしの宣言が出ている町でもあって、観光行政がとても大事だということは重々承知しております。もちろん観光は盛んになったほうがいいに決まっていると私も思っているんですけども、自分の一般質問でも取り上げたように、やはり観光という、重視しなくてはならない一方で、やはり本当にやらなければいけない部分を削ってまでというか、そういう感じで今ちょっと無理している状況なのかなというふうに、非常に危惧しております。例えば教育予算、文化関係の予算、そういったところが少しずつ圧迫されながらのこういったおもてなし、あるいは観光の行政にポンと出ていくという部分が非常に危惧するところです。

こんな話がありまして、たしか喜多方だったと思うんですけども、蔵の町ということで、一見外部から見ると非常に観光に成功したというふうに思われていた喜多方なんですけど、あるときやはり方針を転換して、今、太極拳の町として非常に有名になっているんですけども、私はそれは何か、一回、太極拳の知り合いがいたもんですからちょっと聞いてみたことがありまして、蔵の町でずっと頑張ってやっていたんだよねと言って、今だって蔵はあるし、ラーメ

ンはあるし、観光客が来ていると。ただ、それにすごく重きを置いた結果、市民が幸せになったのかというところをもう一度問い直したというふうなことを言われて、結局その太極拳は一つの手段であって、この間小澤議員が質問されたように、健康寿命を考えた上で、やはり運動というのを考えてみた。それでやはり何かそういう健康に関することを、取り組みを必死にやっただと。そういうことでいろいろな医療費も抑えられたりとか、そういう面で市民が、今いる市民に対するそういう部分に重きを置いたんだというその方針転換というか、観光もゼロではないと思うんですね。観光もいまだにちゃんとやっていると思うんですが、そういうバランスですね。本来やるべき部分とのバランスを考慮してやってほしいなというふうに強く願います。その辺のお考えは、ちょっと聞かせていただけないでしょうか。

- 議 長 平野議員、一般会計の補正予算に対する質問という意味合いを含めての質問にさせていただきたいと思うんですけれども。
- 1 番 平 野 そうですか。それでは……
- 議 長 いいですか。
- 町 長 ありがとうございます。平野議員のお話はこの間からずっとお話を聞いて、お金の配分については今、議会中でありましたけれども、うちの担当課に要は先行投資というか、松田町の成長戦略の部分でどのくらいお金を使おうとしているのか、今まで守っていかなくちゃいけない、人の健康寿命とか医療費とか民生費の話が出ました、あの辺の比率をしっかりと出して、数字的にどうかするとまだまだ足りないよというのがあるかもしれないし、ちょっとかけ過ぎかなという基準が明確でないので、恐らくその話をしっかりとっておかないと、平野議員からは多分ずっとそれを言われると。ただその辺は、物すごくこの間の議会からよく感じていましたから、今、担当課で数字を精査しておりますので、またしかるべきときに御説明させていただきながら、ただ、守るのと攻めるというのは、必ずこれは必要だなと思います。観光行政というものを考えると、先ほど来ちょっとお話がありました、観光経済課のところは商工農林係ということで、商工農林全部まとめたのは、やはりその辺が今まで農だけこっち、環境はこっちとかいろいろありましたけど、同じそのところで係長がいてコ

ントロールしてくれるようにしてお金が回っていく仕組み。つくったら終わりじゃなくて、売るのは売って終わり、そういうふうにならないようにしたいと思っているので、そんな格好でいくと、これからこの補助金の観光協会のこのお金も含めてですけれども、いろいろと行政的にはまだまだちょっと足りない分があるのかなという基準はつけてまた御報告したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長 よろしいですか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが……（発言を求める声あり）

7 番 利 根 川 再度で申しわけございません。議事進行に関しまして、もうお昼の時間になってこのまま採決されると思いますけれども、あと議案が2つ、2本残っています。議案が一般会計以外に2つ残っています。当然午後からになると思いますけれども、この一般会計の採決を午後の1番にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議 長 その理由を述べていただきたいと思うんですけれども。時間がないということですか。

7 番 利 根 川 時間もないということと、さっきいろいろ、観光協会の補助金に対して資料も出ましたけれども、いろんな意見が出ていますので、この辺で議員だけでちょっとどうするか。その必要がないと議長がおっしゃってこのまま採決に行かれるなら行かれるで結構ですけれども、私は休憩させていただいて、皆さんほかにも意見があると思いますので、議長主催で全員協議会を開いて、さっきの意見でいいのかどうなのか、我々だけで一回相談する機会を設けていただきたいと思うんですけれども。なければないで結構ですよ、採決していただいて。どうです。

（「賛成」の声あり）

議 長 それでは、ここで暫時休憩したいと思います。休憩中に昼食をとっていただきまして1時から全員協議会、その後に本会議を再開したいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。 (11時49分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)

副 町 長 議員の皆様には大変、御審議をいただきありがとうございます。今回の観光

協会への補助金金額322万7,000円の補正予算につきましては、事務の手續等も含めまして再考させていただきたいと存じますので、お取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第36号平成28年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。